

【ケース 9】「自筆証書遺言書があり、遺言執行者がいる場合」にご用意いただく書類です。

<必要書類>

書類名	備考	確認欄
・遺言書		
・亡くなられた方の戸籍謄本	死亡の事実の確認ができるもの	
・相続を受ける相続人の戸籍謄本	亡くなられた方の現在の戸籍謄本に記載がない場合に必要です	
・遺言執行者、相続を受ける相続人および受遺者の印鑑証明書	遺言執行者が弁護士の場合は、弁護士会発行の印鑑証明書でも可	
・家庭裁判所の遺言検認調書謄本または検認証明書	家庭裁判所での遺言書の検認手続きが必要です	
・家庭裁判所の遺言執行者選任審判書謄本	遺言書上で、遺言執行者の指定がある場合は不要です	
・相続手続依頼書兼受取書	当金庫所定書式（様式 8）	
・非課税（特別）貯蓄者死亡届出書	マル優（マル特）ご利用された方届出書は各支店にごぞいます	
・通帳、証書	亡くなられた方の普通預金、定期預金等	
・出資証券	当金庫出資金をお持ちの方	
・貸金庫鍵、カード	貸金庫契約があった方	
・未使用小切手、手形用紙	当座預金契約があった方	
・キャッシュカード	普通預金、貯蓄預金等	
・来店して手続きされる方の実印		
・ 〃 の本人確認書類	運転免許証、健康保険証等	

- 書類関係は**原本**をお持ち下さい。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- 「受遺者」とは遺言で財産を受ける、法定相続人以外の方を指します。
- 「家庭裁判所での遺言の検認」とは、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など遺言書の内容を確認し、遺言書の偽造・変造を防止するための手続きです。
- 相続の内容により別途、書類をお願いする場合がございますので、ご承知おき下さい。

当金庫所定書式へのご記入について>

当金庫所定書式へご記入される方		確認欄
弁護士が遺言執行者の場合	遺言執行者	
相続人、受遺者が遺言執行者の場合	相続人、受遺者が 1 人の場合は遺言執行者 相続人が複数の場合は遺言執行者及び相続人、受遺者全員	

- 「受遺者」とは遺言で財産を受ける、法定相続人以外の方を指します。